



14生産第10090号

平成15年3月26日

横浜植物防疫所長 殿

生産局長

「くん蒸倉庫指定要綱」等の一部改正について

従来、くん蒸倉庫等植物防疫所が指定する施設等については、指定状況を本省に報告し、各植物防疫所間で通報を行うと共に植物防疫所において一覧表として公示してきたところであるが、近年、植物防疫所においてオンラインネットワークが整備されたことから、これらの指定状況をリアルタイムにネットワークにより公示し、誰もが簡単に利用することが可能となった。

については、これらの公示をネットワークにより積極的に行うこととし、「くん蒸倉庫指定要綱」（昭和46年2月6日付け46農政第2628号農政局長通知）、「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」（昭和46年2月6日付け46農政第2628号農政局長通知）、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通知）及び「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通知）の一部を、別添新旧対照表のとおり改正したのでお知らせする。



「くん蒸倉庫指定要綱」（昭和46年2月6日付け46農政第2628号）一部改正新旧対照表

下線部は改正力所

改 正 後	現 行
(指定の公表) 第15 植物防疫所長（本項においては本所長に限る。）は、<u>管内のくん蒸倉庫を、インターネットを利用して公表するものとする。</u>	(指定の報告及び公示) 第15 植物防疫所長（本項においては本所長に限る。）は、毎年4月1日現在における管内のくん蒸倉庫一覧表を作成して、他の植物防疫所長及び生産局植物防疫課長に送付するとともに植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。）において公示するものとする。
第16 } [略] 2 } 3 植物防疫所長は、第15による公表をした旨を食糧事務所に通知し、食糧事務所からは政府貨物保管倉庫一覧表の送付を受けるものとする。	第16 } [略] 2 } 3 第15による一覧表は、食糧事務所に送付し、食糧事務所からは政府貨物保管倉庫一覧表の送付を受けるものとする。

「麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領」（昭和46年2月6日付け46農政第2628号）一部改正新旧対照表

下線部は改正力所

改 正 後	現 行
(加工消毒工場の公表) 第15 植物防疫所長は、<u>管内の加工消毒工場を、インターネットを利用して公表するものとする。</u>	(加工消毒工場の通知及び公示) 第15 植物防疫所長は、毎年10月1日現在における管内の加工消毒工場一覧表を作成して、他の植物防疫所長及び生産局植物防疫課長に送付するとともに、植物防疫所（植物防疫事務所及び支所を含む。）において公示するものとする。
第16 [略] (1) [略] (2) 第15による公表をした旨を食糧事務所長あて通知すること。 (3) [略]	第16 [略] (1) [略] (2) 第15の一覧表を食糧事務所長あて送付すること。 (3) [略]

「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号）一部改正新旧対照表

下線部は改正力所

改 正 後	現 行
(くん蒸施設の指定) 第12 } 3 } [略] 4 植物防疫所長は、コンテナをくん蒸施設として指定するときは、申請者に対しその旨をくん蒸施設指定通知書（別記様式3号）により、通知するものとする。 5 植物防疫所長は、前項の指定を行ったときは、<u>指定したコンテナを、インターネットを利用して公表するものとする。</u>	(くん蒸施設の指定) 第12 } 3 } [略] 4 植物防疫所長は、コンテナをくん蒸施設として指定するときは、申請者に対しその旨をくん蒸施設指定通知書（別記様式3号）により、通知するものとする。 5 植物防疫所長は、前項の指定を行ったときは、<u>他の植物防疫所長及び農産園芸局植物防疫課長に通報し、また、植物防疫所において公示するものとする。</u>

「航空コンテナ積替確認実施要領」（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号）一部改正新旧対照表

下線部は改正力所

改 正 後	現 行
(指定の通報及び公表) 第7 支所長等は、第5の指定を行ったときは、<u>直属の植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）に通報するものとする。</u> 2 前項により通報を受けた植物防疫所長は、<u>指定した密閉形航空コンテナを、インターネットを利用して公表するものとする。</u> [削る。] [削る。]	(指定の通報及び公示) 第7 支所長等は、第5の指定を行ったときは、<u>直属の植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）に通報するものとする。</u> 2 前項により通報を受けた植物防疫所長は、<u>他の植物防疫所長並びにその管下の第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長に通報するものとする。</u> 3 <u>前項により通報を受けた他の植物防疫所長は、その管下の第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長に通知するものとする。</u> 4 <u>植物防疫所長並びに第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長は、指定された密閉形航空コンテナにつき公示するものとする。</u>